

新旧対照表（抄）

○ 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和三十八年三月中央区条例第十五号）

新	旧
（介護補償） 第十条の二 （略） 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として区規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>十八万六千五十円</u> を超えるときは、<u>十八万六千五十円</u>） 二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下である場合に限る。） <u>八万五千四百九十円</u>	（介護補償） 第十条の二 （略） 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として区規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>十七万七千九百五十円</u>を超えるとときは、<u>十七万七千九百五十円</u>） 二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下である場合に限る。） <u>八万五千四百九十円</u>

新	三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として 区規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるものを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>九万二千九百八十円</u>を超えるときは、<u>九万二千九百八十円</u>） 四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下である場合に限る。） <u>四万二千七百円</u> 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第十條の二第二項の規定は、令和七年八月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお、従前の例による。 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支
旧	三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として 区規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるものを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>八万八千九百八十円</u>を超えるときは、<u>八万八千九百八十円</u>） 四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下である場合に限る。） <u>四万二千七百円</u>

新	給すべき事由の生じたものに限る。)として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。
旧	